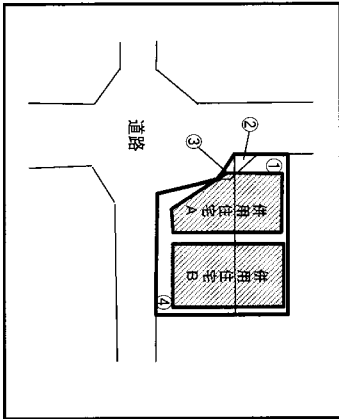


(表3) 複数の筆の土地を一面地として認定すべきでない土地 (前頁の続き)

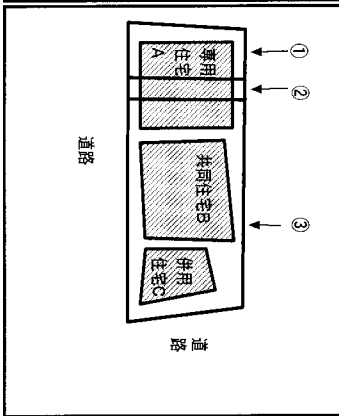
No	所名	筆の状況	用途	現況図	現状の認定	正しい認定	課税超過額 (注)
3	渋谷	筆① 121.12㎡ 筆② 1.88㎡ 筆③ 5.28㎡ 筆④ 127.66㎡	併用住宅A 併用住宅B	図4	筆①～④を一面地 筆③④を一面地	筆①②を一面地 筆③④を一面地	111,000円
4	杉並	筆① 39.84㎡ 筆② 19.30㎡ 筆③ 148.57㎡	専用住宅A 共同住宅B 併用住宅C	図5	筆①～③を一面地 筆③④を一面地	筆①②を一面地 筆③④を一面地	57,200円
5	杉並	筆① 96.11㎡ 筆② 129.21㎡ 筆③ 43.10㎡	専用住宅A 専用住宅B	図6	筆①～③を一面地 筆②を一面地	筆①③を一面地 筆②を一面地	112,300円
6	杉並	筆① 138.69㎡ 筆② 188.89㎡	専用住宅A～D	図7	筆①②を一面地 筆①を一面地 筆②を一面地	筆①を一面地 筆②を一面地	118,200円

(注) 法に基づき更正できる期間 (平成25年度以降) の固定資産税及び都市計画税の合算額

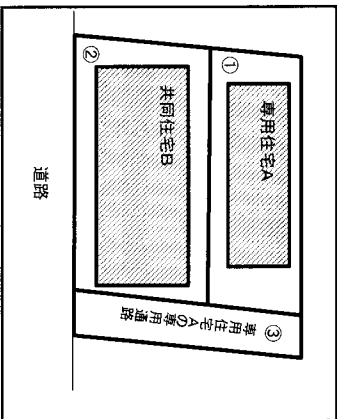
(図4)



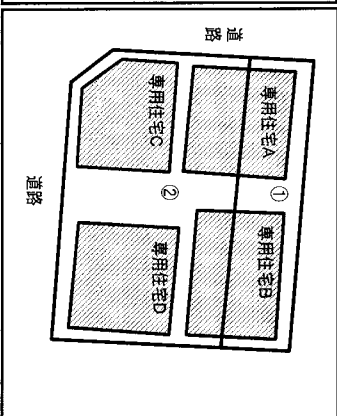
(図5)



(図6)



(図7)



(局別重点監査事項) (歳入)

(2) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの

土地に対する固定資産税・都市計画税の課税において、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となつて居る庭や自家用駐車場等は、法により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。

住宅用地は、一般住宅用地の場合には、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では価格の3分の1、都市計画税では価格の3分の2に軽減され、小規模住宅用地の場合には、1戸につき200㎡まで、固定資産税では価格の6分の1、都市計画税では価格の3分の1に軽減される。

また、一筆の土地に住宅及び非住宅の用途が混在している場合には、表4のとおり、用途ごとに面積の認定を行う。

しかしながら、品川、渋谷及び杉並各都税事務所は、表6のとおり、住宅用地・非住宅用地の認定を誤っており、適正でない。

その結果、2件について20万9,900円の課税不足、1件について7万円の課税超過が発生している。

各所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。

(品川都税事務所)
(渋谷都税事務所)
(杉並都税事務所)

(表4) 一筆の土地に住宅及び非住宅の用途が混在している場合の住宅用地の面積

住宅用地を明確に区分できる場合	○その区分の面積
住宅用地を明確に区分できない場合	○その区画に所在する家屋の建築面積に住宅の建築面積が占める割合によるあん分 (併用住宅(一部住宅、一部非住宅の家屋)は併用割合(床面積に住宅の占める割合、表5により算定)を併用住宅の建築面積に乗じる) ○建築面積によることが適当でない場合、床面積によりあん分 ○どの方法にもよれない場合は非住宅部分を控除

(表5) 併用割合

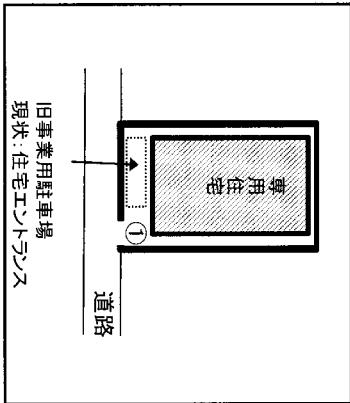
家屋の種類	居住面積の割合	併用割合
地上5階以上の耐火建築物	1/4以上1/2未満	0.5
	1/2以上3/4未満	0.75
	3/4以上	1.0
その他	1/4以上1/2未満	0.5
	1/2以上	1.0

(表6) 用途の認定が適正でない土地

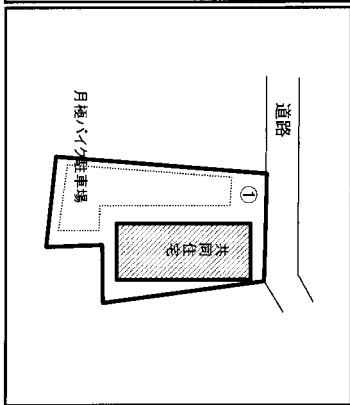
No.	所名	現況	現状の認定	正しい認定	課税不足 (超過)額 (注)
1	品川	166.98㎡の土地に ・専用住宅 (図8)	・小規模住宅用地156.98㎡ ・非住宅用地 10.00㎡	・小規模住宅用地 166.98㎡	70,000円 (超過)
2	渋谷	191.75㎡の土地に ・共同住宅 (住宅戸数2戸) ・月極バイク駐車場 (図9)	・小規模住宅用地191.75㎡	・小規模住宅用地 171.05㎡ ・非住宅用地 20.70㎡	143,100円
3	杉並	350.83㎡の土地に ・共同住宅1棟 ・時間貸駐車場 48.00㎡ (図10)	全てを住宅用地 350.83㎡	時間貸駐車場部分を 非住宅用地 302.83㎡ ・住宅用地 48.00㎡ ・非住宅用地48.00㎡	66,800円

(注) 法に基づき更正できる期間(平成25年度以降)の固定資産税及び都市計画税の合算額

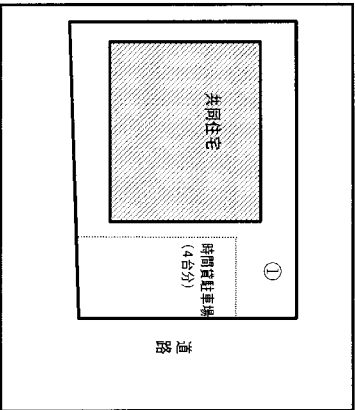
(図8)



(図9)



(図10)



(局別重点監査事項) (歳入)

(3) 小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行うべきもの
練馬都税事務所は、図11の土地について、共同住宅の敷地(住宅戸数10戸、895.00㎡)を小規模住宅用地として601.40㎡、駐車場の敷地を非住宅用地として293.60㎡と認定している。

しかしながら、現地を確認したところ、共同住宅の敷地と駐車場及び資材置場の敷地は塀で明確に区分されており、全敷地に対する小規模住宅用地及び非住宅用地それぞれの面積割合に誤りがあることが認められた。

そこで、所有者立会いの下、共同住宅の敷地を計測したところ、面積は約465.75㎡となり、小規模住宅用地及び非住宅用地と認定している面積が、それぞれ適正でない。その結果、95万5000円の課税不足が発生している。

所は、小規模住宅用地及び非住宅用地と認定する面積の計算を適正に行われたい。

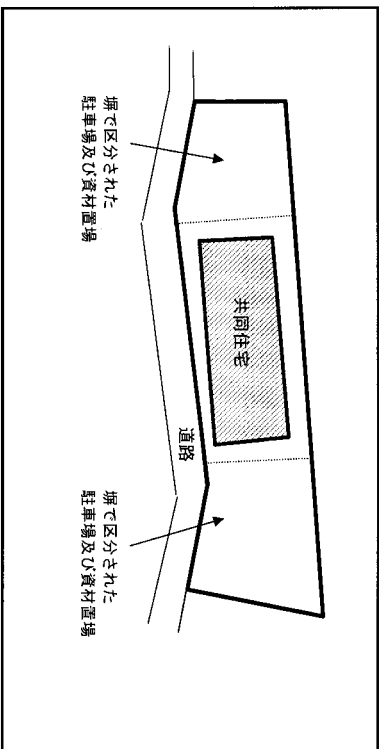
(練馬都税事務所)

(表7) 認定面積が適正でない土地

No.	所名	現況	現状の認定	正しい認定	課税不足額 (注)
1	練馬	895.00㎡の土地に ・共同住宅 (住宅戸数10戸) ・駐車場及び資材置場 (図11)	・小規模住宅用地 601.40㎡ ・非住宅用地 293.60㎡	・小規模住宅用地 465.75㎡ ・非住宅用地 429.25㎡	930,500円

(注) 法に基づき更正できる期間(平成25年度以降)の固定資産税及び都市計画税の合算額

(図11)



(職人)

(4) 特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付すべきもの

法は、償却資産(注)に係る固定資産税について、毎年1月1日現在の所有者に賦課することとし、所有者は納税義務者として同月31日までに所在地の市町村長に資産の名称等所定の申告を行い、その市町村長が賦課徴収することとされている。

また、法は、都の特別区の区域では、市町村長に代わり都知事が、申告を受け、賦課徴収することとし、さらに、東京都条例(昭和25年東京都条例第56号)は、この都知事の権限を各区の区域を所管する都税事務所に委任している。

ところで、渋谷都税事務所において、所有者Aに係る平成29年度償却資産課税台帳を見たところ、表8のとおり、「横浜B百貨店」又は「大阪C百貨店」が資産名称に使われている償却資産6点が登録され、これらについて固定資産税が賦課徴収されている状況が認められた。

このことについて、所は、本件償却資産が渋谷区内に所在するものとして申告されたためとしている。

しかしながら、特別区外の地方団体名等が償却資産の名称に使われていることから、申告内容については速やかに所有者に確認する必要があった。

監査日(平成30年2月22日)以降、所は、本件償却資産の所在地をAに電話で確認し、賦課期日(平成29年1月1日)に特別区外に所在したことが判明したため、Aに対し修正申告を依頼している。

所は、特別区外の償却資産について賦課徴収した固定資産税を還付されたい。
(渋谷都税事務所)

(注) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産のうち政令で定める資産等を除いたもの

(表8) 特別区外に所在する償却資産の名称等

業態	資産の名称	取得年月	既徴収税額	所在地	
輸入パレットの販売	横浜B百貨店 設計料	平成28年3月	37,200	神奈川県	
	横浜B百貨店 照明設備			横浜市	
	横浜B百貨店 什器LF-1A			横浜市	
	横浜B百貨店 LF-14A-1			横浜市	
大阪C百貨店	置き什器	LF-14日本版		大阪府	
				大阪市	

(単位：円)

(職人)

(5) 固定資産税(償却資産)の課税を適正に行うべきもの

練馬都税事務所が提出を受けた所有者Dの平成29年度償却資産申告書を見たところ、表9のとおり、平成26年から平成27年中に取得したCAD等(63万1,000円)が償却資産として記載されている。これらは、無形固定資産であり、申告の対象とならないものであるが、所が課税していることは適正でない。

この結果、1万1,424円の課税超過が発生している。

所は、過年度分の固定資産税(償却資産)を適正に課税されたい。

(練馬都税事務所)

(表9) 対象外の資産の名称等

業態	資産の名称等	取得年月	取得価額	課税超過額	
電機工事	オートキヤド	平成26年4月	189,000	3,879	
	キヤドソフト		171,000	2,919	
	キヤドソフト	平成27年10月	171,000	2,919	
	ソフト		100,000	1,707	
合計			631,000	11,424	

(単位：円)

(繰入)

(6) 高額滞納者に対する事後調査を適切に行うべきもの

納税者が地方税を納期限までに完納せず、督促を行ってもなお納付されない場合は、滞納処分(注)を執行するが、当該納税者に滞納処分をすることができない財産がないときは、法第15条の7第1項各号に基づき、滞納処分の執行を停止(以下「停止」という。)することができる。

また、停止が3年間継続したときは、法第15条の7第4項に基づき、納税義務は消滅するが、停止後3年以内に停止の原因がなくなつたと認められるときは、法第15条の8第1項に基づき、当該停止を取り消さなければならないとされている。

ところで、各都税事務所では、停止額が高額である滞納者(以下「高額滞納者」という。)については、停止決定から2年を経過した日以後、停止期間が満了する日までに、停止継続の可否を調査(以下「事後調査」という。)することとしている。

しかしながら、千代田都税事務所における高額滞納者に対する事後調査について見たところ、監査日(平成30年2月13日)現在、表10のとおり、事後調査を行わずに納税義務が消滅した事例が認められた。

所は、高額滞納者に対する事後調査を適切に行われたい。

(千代田都税事務所)

(注) 財産の差押え、公売・取立て、税への充当という手続の総称のこと。

(表10) 事後調査を行っていない案件

(単位：円)

滞納者	滞納額	税目	停止日	納税義務消滅日
E	5,290,000	法人事業税等	平成26.12.24	平成29.12.25
F	5,149,683	法人事業税等	平成26.11.12	平成29.11.13

(繰入)

(7) 申請による換価の猶予の適否を速やかに判断すべきもの

法第15条の6第1項によると、滞納者が徴収金を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、滞納者が徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められるときに、申請により滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

申請による換価の猶予の制度は、強制的な徴収手続を緩和して適切な措置を講ずることにより、納税について誠意のある納税者の救済を図るとともに、自主納税の機運を醸成して滞納整理の効率化を図るため、平成28年4月1日から施行されている。

換価の猶予を許可した場合、差押えた財産の換価を行わないほか、申請時から延滞金の2分の1を免除することとなる。

徴収部は、法の改正を受けて、通達により取扱いを定めているが、中央都税事務所における申請による換価の猶予について見たところ、次のとおり、適切でない事例が見受けられた。

所は、表11のとおり法人都民税等を滞納している法人Gから、平成29年8月31日に換価の猶予の申請を受けている。

Gの申請によると、表11「換価の猶予」欄のとおり分割納付計画となっていることから、所は、表12の取扱いに基づき、平成30年5月から同年8月まで毎月約420万円の分納額について資金の裏付けをGに求めた。

Gは休業状態で、不動産仲介を行った場合だけ収入が発生する状態であり、平成30年4月以降に不動産仲介の予定があるとしているものの、資金収支の裏付けについては提出しなかったため、所はGを指導して、申請から約5か月後の平成30年2月5日に換価の猶予の申請を取り下げさせている。

換価の猶予の申請時点において滞納処分が可能な財産は金融機関の預金1,375万540円であったが、申請を取り下げた平成30年2月には71万613円に減少している。換価の猶予をしない場合にはこの預金に対し滞納処分を行う可能性があったのであるから、所は、表12のとおり申請書の補正を求めるとして、速やかに換価の猶予の適否を判断する必要があった。

しかしながら、所が適否を判断するまでに5か月が経過しており、適切でない。

所は、申請による換価の猶予の適否を速やかに判断されたい。

(中央都税事務所)

（表 1 1）滞納の状況

所管	中央都税事務所		
滞納者	法人G		
滞納税目	法人事業税、地方法人特別税、法人都民税（均等割・税割）		
課税税目	滞納税目と同じ		
滞納額 （平成30年2月9日現在）	17,142,800円		
滞納額発生状況	年月日	区分	発生金額
	平成29年7月14日	滞納発生	17,642,800円
換価の猶子	申請日	平成29年8月31日	
	取下日	平成30年2月5日	
	猶子金額	17,642,800円	
換価可能な主な財産 （平成29年8月31日現在）	分割納付計画	期間	平成29年9月から12か月
		分割金額	100,000円×8月 4,200,000円×3月 4,242,800円×1月
	普通預金	普通預金	13,750,540円
財産調査の状況 （平成30年1月現在）	普通預金	710,613円	
業態	不動産取引業		

（表 1 2）取扱いの概要

事項	内容
滞納計画	滞納者が、滞納額について原則として1年以内に完納できる計画のもとに、分割納付の申出をした場合で、その分割計画に資金の裏付けが確実であるときに納付について誠実な意思を有すると認めて差し支えない。
補正通知	申請書又は添付書類の記載に不備があるとき若しくは添付書類の提出がないときは補正を求め、滞納者が相当の期間内に補正しない場合は、補正通知書により補正を求め、滞納者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正を行わない場合には取り下げたものとみなされる。

（その他）

（8）文書管理を適正に行うべきもの
 東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号、以下「規則」という。）によると、第12条第4項において、「公文書については、毎年4月1日以降第1号から一連番号による文書の番号を付し始め、翌年3月31日に止めるものとする。」と規定されている。
 ところで、東京都税事務所で作成された公文書（起案文書）を見たところ、表13の事例のような、誤った方法で文書番号を付した管理が確認された。
 所によれば、「文書の内容の種別により検索の便を考慮して文書番号を付した。」としてい
 るが、規則の定め反するとともに、日付の錯誤等の誤解を招くこととなり、適正でない。
 所は、文書番号を適正に付し、必要によっては、分類記号の見直し、細分化や文書記号の設
 定の変更を行う等、適正かつ適切な文書管理を行われない。
 （東京都税事務所）

（表 1 3）文書の事例

項番	件名	起案日	文書記号・番号	分類記号
1	納税義務者誤謬による滞納処分の執行停止及び不納欠損について	平成29年5月25日	29文税徴停第 9号	K090301
2	死亡者課税に係る滞納処分の執行停止について	平成29年5月25日	29文税徴停第1001号	D100102
3	滞納処分停止調査兼決定書	平成29年7月 4日	29文税徴停第 10号	D100102
4	自動車税の一括停止決議について	平成29年8月28日	29文税徴停第3001号	D100102
5	滞納処分停止調査兼決定書	平成29年9月 1日	29文税徴停第 17号	D100102

生 活 文 化 局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

計量検定所は、計量の適正な実施を確保するため、計量法(平成4年法律第51号)に基づき、事業者の持ち込む計量器の検定や定期検査、事業者の計量器の立入検査等を行っている。所は、表1の契約を締結しており、点検業務は、各契約書の特記仕様書の点検項目に基づき行うとしている。ところで、仕様内容及び点検結果について見たところ、監査日(平成30年1月24日)現在、改善を要する点が認められた。

ア 表1の項番1の契約について、受託者から提出された点検報告書を見たところ、実施すべき点検項目について「作業外項目」との記載があり、複数の点検が行われていない旨の報告がされていた。

また、特記仕様書の点検項目と点検報告書記載の点検項目の名称が一部合致しないため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。

イ 表1の項番2の契約について、受託者から提出された点検報告書を見たところ、特記仕様書の点検項目と点検報告書記載の点検の名称が一部合致しないため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。

ウ 表1の項番3の契約について、仕様書の点検項目を見たところ、「年1回」の頻度で行う点検項目と、「適宜」行う点検項目を定めているが、保守点検作業結果報告書には「適宜」行う点検項目が未報告であるため、点検実施の有無が確認できない状況となっていた。

上記3件の事例について、所にその対応状況を確認したところ、所はその事実を把握しておらず、受託者に問い合わせなければ分らない状況であった。所が監査後に受託者に確認したところ、ア、イ及びウの点検については実施済であったとしている。

これは、所が、自らが作成した特記仕様書の点検内容を十分に把握しておらず、また、点検実施の有無を十分に確認していなかったことによるものであり、適正でない。所は、保守点検業務委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。

(計量検定所)

(表1) 契約の状況

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	東京都計量検定所昇降機設備保守点検業務委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	1,386,720
2	東京都計量検定所構内交換電話設備保守点検委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	233,280
3	東京都計量検定所ガスヒートポンプエアコン定期点検保守委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	355,591

(全庁重点監査事項) (歳出)

(2) 委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定めるべきもの

計量検定所は、職員退庁後の所管施設における火災、盗難等を防止するため、表2の契約を締結している。

ところで、表2の契約の仕様書を確認したところ、設置すべき警報装置の種類、仕様、形状、個数及び設置場所の記載がないことが認められた。

当該委託契約内容の根幹である上記の記載がない状況は、受託者による業務の履行及び委託目的である所管施設の保全が担保されないことになり、適切でない。所は、委託契約に係る業務内容を適切に仕様書に定められたい。

(計量検定所)

(表2) 契約の状況

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	タクシージャーメーター深川検査場機械警備委託(長期継続契約)	平成28.4.1 ～平成33.3.31	1,425,600
2	タクシージャーメーター立川検査場機械警備委託(長期継続契約)	平成28.4.1 ～平成33.3.31	1,036,800

(全庁重点監査事項) (歳出)

(3) 施設の運営及び管理について

ア 施設利用者の利便に供するよう改善すべきもの
消費生活総合センターは、表3のとおり、消費生活相談、図書資料室等の運営、消費生活講座等を実施しており、都民をはじめ多くの利用者が来訪する施設である。

ところで、施設の運営状況及び管理体制が利用者の利便に供しているか確認したところ、監査日（平成30年1月11日）現在、次のとおり、適切でない事例が認められた。

(ア) 消費生活総合センター（以下「飯田橋センター」という。）（注）の貸出施設である学習室等の利用申込方法を確認したところ、施設利用の申込方法が、飯田橋センターのホームページ等の広報媒体のいずれにも明示されていないことが認められた。

この状況では、新規の利用者が施設の利用方法を把握することが難しく、従前からの施設利用者との公平性が担保されていない。

(イ) 多摩消費生活センターの学習室等の利用申込方法を確認したところ、ホームページ内図では、貸出しが可能な施設として実験室が表示されているが、同一ホームページ内の画面では、実験室の貸出しは行っていないという正反対の記載が認められた。実際は貸出しが可能であり、正確な情報が提供されていない。

(ウ) 飯田橋センター及び多摩消費生活センターで実施している表4の項番2の講座の申込方法は、往復はがき、フアクシミリ、電子申請の3種類があるが、項番1の講座については、往復はがきによる申込みのみに限定していることが認められた。

しかしながら、受講申込に係る利便性向上のためには、複数の申込方法を提供すべきである。

両センターは、施設の運営及び管理について施設利用者の利便に供するよう改善されたい。
(消費生活総合センター)

(注) ここで定義する「消費生活総合センター」は東京都飯田橋庁舎に所在する組織であり、多摩消費生活センターを含まない。

(表3) 施設の状況

名称	所在地	組織
消費生活総合センター	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザビル 飯田橋庁舎15階ほか	消費生活総合センターは、部相当の組織であり、活動推進課及び相談課の二課体制である。
多摩消費生活センター	立川市柴崎町2-15-19 北多摩北部建設事務所庁舎3階の一部	多摩消費生活センターは、活動推進課所管の係相当の組織である。

(表4) 各種講座の状況

項番	申込方法	飯田橋センター		多摩消費生活センター	
		講座数	回数	講座数	回数
1	往復はがきのみ	実験実習講座	8	実験実習講座	8
		合計	8	合計	8
2	往復はがき フアクシミリ 電子申請 の3種類	講義講座	4	親子夏休み講座	10
		多様な主体との連携講座	1	消費者問題マスター講座	13
		消費者問題マスター講座	13	消費者問題連続講座	10
		消費者問題教員講座	16	消費者問題教員講座	16
		市町村共催講座			21
合計	34	合計	70		

イ 施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組みべきもの

東京ウイメンズプラザ（以下「プラザ」という。）は、東京都土地信託共同受託者（以下「賃貸人」という。）と、コスモス青山貸室賃貸借契約を締結し、コスモス青山の地下1階、地上1階及び2階の施設において事業を運営している。

また、コスモス青山の敷地内にある看板（以下「サイン」という。）に、プラザの所在を掲示するために、賃貸人とプラザは表5の看板の掲示に関する契約を締結している。

ところで、サインの現況を見たところ、監査日（平成30年1月24日）現在、サインに掲示されている文字がかすれて見づらい状態となっていた。

このことについて、プラザに確認したところ、平成28年2月に賃貸人に正式に改善を申し入れているものの、未だに履行されていないとしているが、その後のプラザの申し入れは、賃貸人を行う年2回の定例会において口頭で伝えるにとどまっていることが認められた。

プラザは、施設利用者の利便に供するようサインの改善に適切に取り組まれない。
(東京ウイメンズプラザ)

(表5) 契約の状況

契約件名	契約期間	契約金額 (月額)
コスモス青山看板掲示に関する契約更新に関する覚書	平成29.4.1 ～平成30.3.31	83,160

(単位：円)

(全庁重点監査事項) (歳出)
 (4) 緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じるべきもの
 消費生活総合センターは、表6の契約を締結している。

仕様の業務内容の一つとして、受託者は平日及び土曜日において緊急時の避難誘導及び消
 火活動を都職員と協力して行うこととされている。そこで、避難誘導及び消火活動を行うため
 の、センターから受託者に対する指示内容を確認したところ、緊急の際に職員からその場で受
 託者に指示するとの理由から、あらかじめ指示を行っていないことが認められた。

仕様書では、緊急時の避難誘導及び消火活動を協力して行うこととされているにもかかわらず、事前に受託者に避難経路や消火器の位置等を周知していないのは適切でない。
 センターは、緊急時の安全かつ円滑な避難誘導等を担保できるよう安全対策を講じらるべき。
 (消費生活総合センター)

(表6) 契約の状況 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
電話相談等取次業務及び土曜日相談に伴う警備業務委託	平成29. 4. 1	
契約	～平成30. 3. 31	3, 823, 200

(局別重点監査事項) (歳出)

(5) 積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行うべきもの

私学部は、平成16年度までに東京都育英資金の奨学生として採用された者に対する返還金に
 係る事務を行っている。平成17年度の新規貸付分以降は、公益財団法人東京都私学財団が
 実施主体として、東京都育英資金の貸付事業を行っている。

部は、奨学生に対して育英資金の返還金に係る納入通知書等を発送するため、表7の契約を
 締結している。

この契約の主な内容は、①納入通知書等の帳票を印刷し、②封入封緘作業(帳票出力、帳票
 の折込作業、封入封緘作業)等を行うものである。

ところで、積算及び履行確認に関する書類を見たところ、次のとおり、不適切な点が認めら
 れた。

ア 納入通知書等の封入封緘作業に係る予定数量は、表8のとおり、前年度の実績数量を反映
 させておらず合理的な数量となっていない。

イ 当該委託の積算において、帳票印刷に係る積算価格は、部が参考に徴した参考見積価格を
 反映させて積算したとしているが、積算価格は参考見積価格と比して価格が著しく過大であ
 り、その差に合理的な理由がない。

また封入封緘作業に係る積算価格は、予定数量が上記アのとおりであることから、合理的
 な積算価格となっていない。

ウ 各種通知書等の納入(発送)状況を確認する必要があるが、監査日(平成30年1月26
 日)現在、納品書に履行確認を行った際の押印がなく、確認状況が明確となっていない。

部は、積算を適切に行うとともに、履行確認を適正に行われた。

(私学部)

(表7) 契約の状況 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
電算帳票出力処理及び封入封緘作業委託(単冊契約)	平成29. 4. 1 ～平成30. 3. 31	1, 173, 096

(表8) 封入封緘作業に係る予定数量について (単位：枚)

事項	平成28年度 実績数量	平成29年度実績 (平成30年1月19日現在)		納入(発送)時期
		予定数量	実績数量	
督促状	1, 520	3, 200	677 (9月分の 実績のみ)	9月下旬 3月中旬
口座振替通知書	7, 890	15, 000	6, 283	7月上旬 12月上旬
納入通知書(半年賦)	424	1, 600	346	6月中旬 12月上旬
納入通知書(年賦)	84	500	61	6月中旬 12月上旬
滞納納付書	1, 729	3, 200	1, 613	5月中旬 11月下旬
口座振替不能納付書・ お知らせ	1, 756	3, 200	1, 430	8月下旬 1月下旬

(局別重点監査事項) (歳出)

(6) 精算を速やかに行うよう指導すべきもの
文化振興部は、東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地の復興を支援するため、都が認定したベンチャーアーティスト(注)を派遣するベンチャーアーティスト被災地支援事業を実施している。当事業において、部は、ベンチャーアーティスト運営実行委員会(以下「委員会」という。)と役割を分担して実施しており、部がその経費を負担し、委員会に対して概算払いで負担金を支出している。

ところで、負担金の執行状況について見たところ、事業は平成29年8月中旬に実施し、表9のとおり精算金額が確定しているにもかかわらず、監査日(平成30年1月17日)現在、委員会に対し、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第83条第2項に基づき速やかに精算をさせていないのは適切でない。
部は、委員会に対し、精算を速やかに行うよう指導された。

(文化振興部)

(注) 都が審査によって選定したアーティストにライセンスを発行して、公共施設や民間施設等を活動の場として開放することにより、都民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供し、パフォーマンスや音楽演奏を行わせる事業である。

(表9) 被災地支援事業に係る負担金の経理状況

概算払金額	事業実施金額	精算金額
2,000,000円	1,983,314円	16,686円

(局別重点監査事項) (歳出)

(7) 仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導すべきもの
都民生活部は、表10の契約を締結している。

ところで、表10の契約の仕様書及び履行に関する書類を見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 労働者派遣契約において、「業務委託等の契約内容について」(昭和52年3月5日付51財経庶第1201号財務局通知)によると、派遣労働者の履歴書・身上書等を受託者又は本人から提出させることは、業務の履行に必要と認められる以外は、都と受託者の従業員との間に雇用関係に類する使用関係が生ずるかのようになさされ、適当でないとしている。

しかしながら、部は、表10の両契約において、履歴書等が業務の履行に不要であるにもかかわらず、受託者に派遣労働者の履歴書を提出するよう仕様書に定め、徴している。

イ 労働者派遣法(昭和60年法律第88号)第35条第1項第4号では、派遣元は社会保険・雇用保険の資格取得の確認等の事実を派遣先に通知しなければならないと定められている。
また、部は、表10の項番1の契約の仕様書において、契約締結後に社会保険・労働保険の加入状況通知書を提出するよう定めている。

しかしながら、部は契約締結日の平成29年4月1日から10か月を経過した平成30年1月26日に受託者から加入状況の通知の提出を受けており、速やかに提出させていない。

部は、労働者派遣契約の仕様書を適切に作成するとともに、仕様書に定めた書類を適時に提出するよう指導された。

(都民生活部)

(表10) 契約の状況

項番	契約件名	契約期間	業務内容
1	平成29年度「地域の底力発展事業助成」の事業実施に伴う労働者派遣契約(単価契約)	平成29.4.1 ～平成30.3.31	事務補助等
2	国際交流関係業務に係る労働者派遣契約(単価契約)	平成29.7.14 ～平成30.3.30	事務補助等

(局別重点監査事項) (歳出)

(8) リース契約に係る積算について

リース契約の積算に当たっては、リース料は、各機器の物件価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて算出する。また、保守料は、保守が必要な各機器の物件価格と初期導入費用を明確に区分し、その物件価格のみに対して保守料率を乗じて算出する必要がある。

ところで、リース契約に係る積算について見たところ、適正でない事例が認められた。

ア 適正なリース料率及び保守料率を適用し積算すべきもの

総務部は、表11の契約を締結している。

ところで、リース料及び保守料に係る積算内訳について見たところ、昨年度の料率を適用するなど、必要な精査を行わずにリース料及び保守料を算出していることが認められた。この結果、283万2,019円(監査事務局試算)が過少に積算されている。

部は、適正なリース料率及び保守料率を適用し積算されたい。

(総務部)

(表11) 契約の状況 (単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額(総額)
平成29年度生活文化局用パーソナルコンピュータ等の賃借(長期継続契約)	平成29.4.1 ～平成30.3.31	10,834,560

イ リース契約に係る積算を適正に行うべきもの
消費生活部は、表12の契約を締結している。

(ア) 積算内訳には、物件全体に係る月額のリース料と保守料の総額が記載されているのみで、その金額の根拠となる物件ごとの積算内訳がないため、リース料及び保守料が適正に積算されているか確認できない。

(イ) IT経費適正化マニュアル(総務局作成)によれば、ケーブル、セキュリティライイヤーなどやライイセンス契約に保守が含まれている市販ソフト(オフイイ統合ソフト)については、保守料を算出しないこととされている。

ところで、特記仕様書に、保守対象は本仕様書で調達する全ての機器及びソフトウエアと記載されている。

その結果、仕様書の賃借機器等一覧に記載されているケーブル、セキュリティライイヤーなどや市販ソフトも保守対象として保守料が算出されており、上記(ア)のとおり、物件ごとの積算内訳は不明であるが、その分が過大積算となっている。

部は、リース契約に係る積算を適正に行われない。

(消費生活部)

(表12) 契約の状況

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額(総額)
画像処理用コンピュータの借入れ(長期継続契約)	平成29.8.1 ～平成30.3.31	592,704

(その他)

(9) 図書資料室の選書の過程を記録するなど選書の考え方を明確にするべきもの

東京ウイイメンズクラブは、表13のとおり、男女平等参画社会の実現をめざす研究・活動や女性に関する様々な問題に必要な図書、行政資料等を収集し、情報を提供している。

クラブは、図書資料室の運営のため、表14のとおり、委託により司書1名を含む2名を図書資料室に常駐させ、図書の管理を行わせるとともに、司書又は司書教諭の資格を取得した男女平等参画に係る専門知識を有する非常勤専門員(以下「情報担当専門員」という。)を3名配置して、新規購入図書の選定(以下「選書」という。)及びレビューサービスを行っている。

クラブは、表15の基準に基づいて選書を行い、図書等選定委員会において決定しているとしている。

そこで、選書の過程を書類で確認したところ、次のとおりとなっている。

- ① 情報担当専門員が各自、選定案を作成する。
 - ② ①の選定案を集約し、情報担当専門員等の合議により収集すべきでないものを除外する。
 - ③ ②により作成した選定案を図書等選定委員会に付議し決定する。
- 平成29年度については、監査日(平成30年1月24日)現在、表16のとおり、図書等選定委員会を3回開催しており、3回とも選定案のとおり決定している。

ところで、クラブの図書資料室は特定の分野の資料を収集し都民に情報提供するもので、いわゆる「専門図書館」であり、目的に沿った資料収集を行う必要がある。

しかしながら、クラブは、選書過程の①について記録していないため、多数の該当資料から情報担当専門員が選定した過程や考え方が明らかでなく、目的に沿った資料収集を行っているか確認できない。

クラブは、図書資料室の目的に沿った選書を行っていることが確認できるよう、その過程を記録するなど選書の考え方を明確にされたい。

(東京ウイイメンズクラブ)

(表13) 図書資料室の概況(平成28年度)

区分	規模
所蔵図書	66,031冊
利用者	57,439人
貸出	1,655冊
図書貸出登録者数	1,854人
レビューサービス	43件

(表14) 図書資料室の運営委託を含む業務委託契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	うち図書資料室等受付業務
東京ウイイメンズクラブ受付案内・図書資料室受付等・施設管理及び使用料徴収業務委託	平成29.4.1 ～平成30.3.31	30,132,000	7,179,994

(表15) 図書資料室選書基準

東京ウイメンズプラザ図書等選定方針（平成16年6月24日付16生都東ワ第349号）	
収集対象図書等	図書（基礎・入門書及び専門書）、逐次刊行物、行政資料、民間団体資料、視聴覚資料、電子資料（データベースサービス）、その他
基本的な選定方針	<ol style="list-style-type: none"> 多様な対立する意見のある問題を取り扱う図書等については、それぞれの観点に立つ図書等を幅広く選定する。 著者の思想的・宗教的・党派的立場を理由にその著作を排除しない。 選定者の個人的な関心や嗜好によって選定しない。 男女平等参画に関する社会的動向等に十分配慮し、最新で時宜を捉えた選定に努める。 男女平等参画に関するテーマのうち、特に次の（1）から（5）までの領域に関するテーマを取り扱うものを重点的に選定する。 <ol style="list-style-type: none"> 働く場における女性の活躍 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援 配偶者暴力対策 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策
東京ウイメンズプラザ図書等選定委員会における選定の考え方（平成16年6月24日）	
図書収集優先項目	<ol style="list-style-type: none"> 東京都男女平等参画推進総合計画における領域 男女平等参画関係行政機関発行図書・資料 男女平等参画関係統計等基礎資料・図書 男女平等参画関係図書（男女論、女性史、家族論、福祉、健康、医療、家庭経済等） 男女平等参画に関係する小説・随筆等の著作 その他

(表16) 図書選定委員会における決定の状況

回数	選定委員会開催日	資料数	金額
第1回	平成29年6月29日	55冊	97,225円
第2回	平成29年9月6日	47冊	119,360円
第3回	平成29年12月19日	54冊	128,045円

オンラインブック・バラリンブック準備局

1 指摘事項

(局別重点監査事項) (歳出)

(1) 共同実施事業の負担金交付について、負担金支払書類等に精算行為を明記すべきもの
 東京2020オリンピックブック・バラリンブック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の経費については、平成29年5月31日に都、公益財団法人東京オリンピックブック・バラリンブック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、国及び競技会場が所在する自治体の四者により、「東京2020大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」（以下「大枠の合意」という。）が合意された。大枠の合意による経費負担金額は、表1のとおり、また、役割（経費）分担は、表2のとおりである。

この大枠の合意に基づき、組織委員会が、都及び国等で負担する資金を使用して実施する事業（以下「共同実施事業」という。）に関して、コスト管理と執行統制等の観点から都、組織委員会及び国の三者間により、共同実施事業管理委員会（以下「管理委員会」という。）が平成29年9月に設立された。

この管理委員会（下部組織の作業部会を含む。）で共同実施事業の経費等について協議を行った後に、大枠の合意に基づいた都等の負担金（注1）を組織委員会に支出するため、都と組織委員会において、実施協定及び年度協定を締結している。当該協定に基づき、組織委員会から共同実施事業の負担金交付申請が行われ、総務部はその内容を審査した上で、負担金を交付することとしている。

ところで、平成29年度の共同実施事業の負担金について、総務部は、組織委員会に対し、49億3,412万7,545円を交付している。

しかしながら、負担金支払書類のうち、交付対象事業一覧（明細）を見たところ、大枠の合意により組織委員会の負担としている会場関係のオーバーレイ（注2）について、表3のとおり、仮設インフラ及びオーバーレイの基本設計委託業務の実績経費を全て都の負担として、負担金を交付していることが認められた。

これについて、部では、基本設計時点ではオーバーレイ部分の負担割合を算出することが困難であるため、詳細が固まり次第、精算し、組織委員会の負担分を都に返金させる予定であり、そのため、年度協定の第18条の（4）で「本年度負担金の交付決定をした後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、都は本年度負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。」という条文を記載しているとしている。また、管理委員会の作業部会においても、精算が生じるものがあることを確認し、議事要旨にも記載しており、監査日（平成30年5月28日）現在、当該議事要旨を局のホームページで公表している。

しかしながら、平成29年度の共同実施事業の負担金として、組織委員会に交付している中に、組織委員会が負担すべき経費が含まれており、今後精算が必要であるにもかかわらず、負

担金支払書類や協定にその旨を記載していない状況となっている。
 都は、共同実施事業の負担金交付について、組織委員会が負担すべき経費が含まれていることから、負担金支払書類等に精算を行うことを明記されたい。

(総務部)

(注1) 国が負担するパビリオンビック経費については、都の負担分と合わせて、都が組織委員会に交付する(国は都に交付)。

(注2) 運営用のプレハブ・テント、放送用の照明などがオーバーレイである。

なお、オーバーレイのほかにも「仮設インフラ」として整備するものは、観客用座席、セキユリテイクエンスなどである。

(表1) 大枠の合意による経費負担金額 (単位：億円)

東京都	組織委員会	国
6,000	6,000	1,500

(表2) 大枠の合意に基づく役割(経費)分担について

東京都	組織委員会
<p>● 大会の開催都市としての役割を果たす。 会場関係については、都及び都外自治体所有施設における仮設等、エネルギー及びテックノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。</p>	<p>● 大会運営の主体としての役割を担う。 会場関係については、オーバーレイ並びに民間及び国所有施設における仮設等、エネルギー及びテックノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。なお、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等、エネルギー及びテックノロジーのインフラの整備を実施する役割を担う。</p>
<p>大会関係については、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺に関わる輸送及びセキュリティ対策に係る経費を負担する。 パビリオンビック経費については、その四分の一相当額を負担する。 必要な新規恒久施設の整備や都が所有する既存施設の改修を進める。</p>	<p>大会関係については、輸送、セキユリテイク及びオペレーション等に係る必要な経費を負担し、業務全般の役割を担う。 できる限りの増収努力を行い、所要の収入確保を目指す。 経費の縮減・効率化を図りながら、経費全体の精査・把握に努める。</p>

(注3) 都及び組織委員会の部分のみを抜粋

(表3) 仮設インフラ及びオーバーレイ基本設計委託業務の実績額の事例 (単位：円)

事業概要(契約件名)	東京都の負担金	組織委員会の負担金
東京体育館仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務	13,953,600	0
有明テニスの森仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務	18,431,604	0
潮風公園仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務	34,452,000	0
大井ホッケー競技場仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務	30,456,000	0
海の森クロスカントリーコース仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務	16,956,000	0
カヌー・スラローム会場仮設オーバーレイ整備に係る基本設計委託業務	30,456,000	0

(注4) オリゾンビック経費分のみを記載

(注5) 上記を含め同様の事例は、28件、4億8,038万1,264円となっており、上記事例は、主として金額の高いものを抜粋した。

(歳出)

(2) コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入すべきもの

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条では、随意契約によるときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされており、財務局長通知（平成13年3月30日付12財契総第2077号）では、予定価格が30万円未満の契約については単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとされている。

ところで、スポーツ推進部は、表4のとおり、コピー機に係る消耗品を毎回単数の見積りによって購入していることが認められた。

しかしながら、本件の消耗品はあらかじめ定期的に購入することが見込まれるものであることから、年間の単価契約として購入することなどにより、契約及び支払の事務手続が軽減できるとともに、競争契約による経済効果も期待できる。

部は、コピー機に係る消耗品を効率的かつ経済的に購入されたい。

(スポーツ推進部)

(表4) コピー機に係る消耗品の購入状況

(単位：円)

契約件名	契約金額	購入品目	契約日	契約の相手方
トナーカートリッジの買入れ	287,258	トナーカートリッジ11個	平成29.5.10	A
トナーカートリッジの買入れ	287,258	トナーカートリッジ11個	平成29.6.20	
トナーカートリッジの買入れ	287,258	トナーカートリッジ11個	平成29.7.28	
トナーカートリッジの買入れ	293,544	トナーカートリッジ10個 ドラムユニット3個	平成29.9.11	
トナーカートリッジの買入れ	293,544	トナーカートリッジ10個 ドラムユニット3個	平成29.10.26	
トナーカートリッジの買入れ	299,829	トナーカートリッジ9個 ドラムユニット6個	平成29.11.30	
トナーカートリッジの買入れ	287,258	トナーカートリッジ11個	平成30.1.26	
合計	2,035,949	トナーカートリッジ73個 ドラムユニット12個		

(注) 各契約の予定価格は、30万円未満である。

(歳出)

(3) 不用となった物品を適切に処理すべきもの

スポーツ推進部は、所管している調布庁舎が東京都多摩障害者スポーツセンターの仮移転先となったことに伴い、調布庁舎で不用となったロッカーなどについて、表5の契約により、Bに処理を委託した。

当該契約における物品の処理状況について見たところ、以下のとおり適切でない点が認められた。

部は、不用となった物品を適切に処理されたい。

ア 本件の完了届に添付された処理数量の内訳書には、13回の処理の全てについて15㎡と記載されている。

そこで、処理数量の確認方法について見たところ、部は、毎回、物品が車両に積み込まれた状態を目視により確認していることが認められた。

しかしながら、不定形な多数の物品が車両に積み込まれた状態で、メジャー等を使用せず、目視のみで体積を正確に計量することは、不可能である。本件は単価契約であり、処理数量は代金算定の根拠であるにもかかわらず、毎回目視による確認だけで代金を支払っている。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の20では、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）は、産業廃棄物の種類ごとに作成して交付することとされている。

ところで、部が作成した本件のマニフェストを見たところ、表6のとおり、マニフェストの記載内容と完了届に添付された内訳書の記載内容とが異なっており、マニフェストを正しく記載していない。

ウ 本件の物品は、全て産業廃棄物として処分されている。

ところで、物品の内訳を見たところ、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）により地方公共団体の責務として再資源化の促進に努めるよう定められている扇風機、ビデオテープレコーダー及び掃除機が含まれていることが認められた。

部は、当該物品は破損状態であったため、リサイクルの用に供せないと判断し、廃棄処分にしたとしているが、小型家電リサイクル法では、小型家電から金属等（鉄、アルミニウム、金、銀、銅など）を再資源化することを努力義務として求めており、製品として再利用できなくとも、再資源化の対象とすべきである。

(スポーツ推進部)